

看護小規模多機能型居宅介護  
運営規定

医療法人 ナカノ会  
ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所

## ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所 運営規定

(基本取り扱い方針)

第1条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその目的を設定し、計画的に行わなければならない。

2 自ら提供するサービスの質の評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けた結果を公表し改善を図らなければならない。

(具体的取り扱い方針)

第2条 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう利用者の病状、心身の状況等を踏まえて、通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行う。

2 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

3 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(事業の目的)

第3条 医療法人ナカノ会が開設する看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第4条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 所在 鹿児島市伊敷3丁目14番8号

(サービスの内容)

第6条 看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりである。

- ① 居宅介護支援事業
- ② 訪問看護
- ③ 訪問介護
- ④ 通所介護
- ⑤ 短期入所生活介護

2 サービスを受けられる利用者の定員等は次のとおりである。

- ① 登録定員 29名
- ② 通所サービス 15名
- ③ 宿泊サービス 5名

(職員の職種、員数職務の内容)

第7条 事業所に勤務する職種、人員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 看護職員 2, 5人以上(常勤換算)  
健康把握を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、急変やその他の緊急事態が生じたときは必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに速やかに主治医に報告行うなど利用者の関係医療機関との連携を行う。
- ③ 介護職員  
利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。  
日中(通い) 利用者3人に対し1人  
日中(訪問) 2人以上
- ④ 介護支援専門員 1名以上  
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連携・調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 通いサービス 午前8時30分～午後5時30分  
宿泊サービス 午後5時30分～午前8時30分

訪問サービス 24 時間

看護サービス 午後 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(看護小規模多機能型居宅介護の提供方法、内容及び利用料等)

第 9 条 看護小規模多機能型居宅介護の提供方法及び内容は別紙のとおりとし、看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は 5 年間保存することとします。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市とする。

(事故発生時の対応)

第11条 従業者等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けると共に、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報 及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、自ら提供したサービス又は自らが居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

○苦情窓口受付

担当者（管理者） 垣内 智美

連絡先 099-228-2888

○受付時間 24時間 365日

○ 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 介護保険課 給付係	所在地：鹿児島市山下町11番1号 電話番号：216-1280 受付時間：9：00～17：00
国民健康保険 団体連合会	所在地：鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号：213-5122 受付時間：9：00～17：00
鹿児島県 社会福祉協議会	所在地：鹿児島市鴨池新町1番7号 電話番号：257-3855 受付時間：9：00～17：00

(秘密保持と個人情報保護)

第14条 事業所は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

- 2 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で同意を得なければならない。
- 4 事業者は、利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録については、関係法令及びガイドンス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。
- 5 事業所は、個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
  - ② 継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は、指定を受けた日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。
- この規定は、平成 30 年 11 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 1 年 12 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。